

グループホーム朝里 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、医療法人北光会が設置運営する「指定認知症対応型共同生活介護事業」「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業」の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった高齢者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄、等の日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

要支援者である方については、出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する「認知症対応型共同生活介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」は、介護保険法ならびに関する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 1 事業所の介護従事者は、要介護者であって認知の状態にある方について、共同生活住宅において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとする。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 要支援者である方については、出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。
- 4 看護師が日常的な健康管理を行い、医療機関（主治医）との連絡・調整を行い、可能な限り継続してグループホームで生活を継続できるようにする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	グループホーム朝里
所在地	小樽市朝里2丁目6番18号

(事業所の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(2ユニットの管理者兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名(2名介護職員兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う。
- ③ 介護職員 14名以上(内 管理者1名、計画作成担当者兼務2名) 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 1ユニット9名とし、当事業所では2ユニット18名とする。

(介護の内容)

第7条 「指定認知症対応型共同生活介護」「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 家事等はできるだけ利用者と共同で行うよう努める
- ③ 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- ④ 利用者の心身の状態に応じた相談、援助
- ⑤ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第8条 「指定認知症対応型共同生活介護」「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画とする)介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護予防計画とする)を作成する。

- 1 介護計画及び介護予防計画の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し、内容を説明し、同意を得て利用者に交付する。
- 2 利用者に対し、介護計画及び介護予防計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する「指定認知症対応型共同生活介護」「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

また、下記の単価を加算するものとする。

- ① 医療連携体制加算 I 1 (ハ) 37単位/日
- ② 医療連携体制加算 II 5単位/日
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位/日
- ④ 初期加算(入居日より30日間) 30単位/日
- ⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅱ(ロ) 介護報酬総額に22.0%乗じた額
- ⑥ 科学的介護推進加算 40単位/月
- ⑦ 栄養管理体制加算 30単位/月
- ⑧ 入居者の入退院支援の取り組み 入院時246単位/日(1月に6日限度)

- 1 前項の費用の支払いを受ける他、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

月の中途における入居・退居の場合は日割り計算とする。

- ① 家賃 40,000円/月

(生活保護世帯の場合は、その年度の支給上限額に準ずる)

- ② 入居時一時金(保証金) 家賃の1ヶ月分 40,000円とする。

- ③ 食材料費 1,080円/日

(前日までに届け出の上欠食の場合は、朝260円・昼360円・おやつ100円・夕360円を差引き致します。

但し、体調不良により欠食した場合も請求より差引き致します。)

- ④ 水道光熱費 14,000円/月

- ⑤ 管理費 10,000円/月

- ⑤ 冬期暖房費 (10月～4月) 7,000円/月

- ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- ⑦ 福祉用具

介護状態により必要と判断される福祉用具については、費用の負担は発生せず、貸出すことといたします。尚、必要以上の用具の貸出し、または希望により貸出す場合は利用者の負担となります。

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込み又はゆうちょ銀行の口座引落としによって指定期日までに受けるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活介護を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ 利用者は努めて健康に留意すること。
- ⑤ 健康状態に異常がある場合はその旨申し出ること。
- ⑥ 浴室、食堂等入居者の共同施設は本来の目的に従い使用すること。
- ⑦ 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- ⑧ 定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒をしてはならない。
- ⑨ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- ⑩ 外出、外泊、医療機関の受診・入院の際は、その旨申し出ること。
- ⑪ 当事業所内での貴重品の紛失、破損等においては一切責任を負わない。
- ⑫ 18条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守し、その旨を文書にて署名（記名捺印）する。

- 1 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(個人情報使用規定)

第12条 本事業所は、業務上必要な個人情報を規定に従い使用する。

- 1 他事業所間での情報使用及び提供範囲は必要最低限度とし、使用した場合は書面にて記録管理する。
- 2 情報管理は管理者が行い、記録媒体を問わず一元的に管理する。
- 3 事業所内で使用する場合は、必要時を除き関係者以外に閲覧、漏洩されることの無い様に留意する。
- 4 利用者入居時に文書で説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説

明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時)

第14条 介護サービス提供時の事故発生時は、ご家族及び各行政機関へ適時報告の上、記録を台帳に保管、事業所内にて検討会議を開催し、再発防止に努めます。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 1 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 1 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 1 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用 1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

第20条 身体拘束における対応

利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、管理者及び各職種指導者で話し合いの上、身体拘束等を行うことがある。

その際、入居者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録として残すこととする。

身体的拘束委員会を設置し、事前に兆候が見られた場合は、家族に相談の上

対応する。

第 2 1 条 虐待防止に関する事項

事業所は入居者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修
- ④全 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

第 2 2 条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第 2 3 条 当該事業所における運営やサービスの提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態などを報告するための運営推進会議を 2 ヶ月に 1 度、地域の代表、ご家族様の代表の方とで行い、事業所運営の明瞭性、地域住民への理解を促進し、地域に開かれたサービスの提供を行う。

（医療連携体制）

第 2 4 条 同法人の看護師が、利用者の日常的な健康管理を行い、利用者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導・援助を行います。 また 2 4 時間連絡できる体制をとり、連絡調整連携を行います。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人北光会代表者とグループホーム朝里の管理者が協議の上定めるものとする。

付 則 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

改訂	令和 5 年	9 月 1 日
改定	令和 6 年	4 月 1 日
改定	令和 6 年	6 月 1 日
改定	令和 7 年	4 月 1 日
改定	令和 7 年	5 月 1 日
改定	令和 8 年	3 月 1 日
改定	令和 8 年	6 月 1 日
改定	令和 8 年	7 月 1 日